

昭和四十二年八月一日(第一号又は第三号の場合において、引揚者の本邦に引き揚げた日又は引揚前死亡者の死亡した日が同年同月二日以後であるときは、それぞれその引き揚げた日又は死亡した日)において日本の国籍を有するものには、特別交付金を支給する。

- 一 引揚者
- 二 昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族
- 三 引揚前死亡者の遺族